

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年7月25日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成23年8月9日から同月29日まで縦覧に供する。

平成23年8月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市一宮土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下所井地区	高松市産業経済部土地改良課
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 六中ポンプ地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 国分宮池1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 国分宮池3号地区	〃